

制度の改正点は、大きく分けて「組合員規模や実施事業の内容を問わず、すべての中小企業組合に関連する改正点」（一般組合改正点）と「一定の組合員数を超える中小企業組合が対応しなければならない改正点」（大規模組合改正点）があります。

さらに、共済事業を実施する組合に対しては、これに加え「共済事業を実施するすべての中小企業組合が対応しなければならない改正点」（一般共済組合改正点）と「一定の組合員数を超える共済事業実施組合が対応しなければならない改正点」（大規模共済組合改正点）があります。

したがって、組合員数や共済事業を実施しているか否かによって、対応しなければならない改正点が異なりますので注意が必要です。また、改正点によって法令施行後の経過措置が異なっていますので、この点にも注意することが必要です。

前ページのフロー図で対応しなければならない改正点を確認して下さい。

フロー図に示すように、大規模組合に対しては、一般組合が対応しなければならない一般組合改正点に加え、大規模組合改正点が上乗せされます。

また、共済事業を実施する組合は、その規模によって、一般共済組合は一般組合改正点に加え一般共済組合改正点が、大規模共済組合は一般組合改正点及び大規模組合改正点に加え、一般共済組合改正点及び大規模共済組合改正点が上乗せされることに留意する必要があります。

なお、この場合の「組合の規模」とは「組合員数1,000人（連合会の場合は会員組合の組合員数の合計）」を基準としておりこれは政令中小企業等協同組合法施行令中小企業団体の組織に関する法律施行令）で規定されています。

それぞれの枠組みごとの改正項目は、次のとおりです。

I 一般組合が対応しなければならない改正点（一般組合改正点）

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. 役員（理事・監事）の任期の変更……………P4 | 6. 施行規則に基づく決算関係書類、 |
| 2. 理事による利益相反取引の制限……………P7 | 事業報告書、監査報告の作成……………P10 |
| 3. 監事の権限拡大、監事の権限定と組合員の権限拡大…P7 | 7. 軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略…P10 |
| 4. 決算関係書類等の作成・手続の明確化……………P8 | 8. 理事、監事毎の役員報酬の設定……………P10 |
| 5. 会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿 | 9. 共済事業に関する定義の創設……………P10 |
| の閲覧請求要件の緩和……………P10 | |

II 大規模組合が対応しなければならない改正点（大規模組合改正点）（Iに追加して）

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 監事の権限拡大の義務化 | 3. 余裕金運用の制限 |
| 2. 員外監事選任の義務化 | 4. その他 |

III 一般共済組合が対応しなければならない改正点一般共済組合改正点（Iに追加して）

1. 共済事業に関する定義の創設
2. 共済規程の作成と認可
3. 共済事業実施に係る諸規制

（共済事業と他の事業との区分経理、経費賦課の禁止、責任準備金等の規定の整備、余裕金運用の制限、外部監査の導入、共済計理人の選任・関与、重要事項の説明義務、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧、共済代理店規定の整備、共済金の削減、共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載、員外利用に関する定義の見直し）

IV 大規模共済組合が対応しなければならない改正点（大規模共済組合改正点）（I.II.IIIに追加して）

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 名称中への一定の文字使用の強制 | 3. 財務の健全性基準の導入 |
| 2. 兼業禁止 | 4. 最低出資金の導入 |

II 大規模組合が対応しなければならない改正点、III 一般共済組合が対応しなければならない改正点、IV 大規模共済組合が対応しなければならない改正点につきましては本会までお問い合わせ下さい。